



島根県報

令和8年5月29日（金）

第 7 2 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出	（ 〃 ）	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（ 〃 ）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	（ 〃 ）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出	（ 〃 ）	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定一般相談支援事業者の指定	（ 〃 ）	6
農地を利用する権利の設定に関する裁定	（農業経営課）	6
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	7

【公 告】

令和8年度危険物取扱者保安講習の実施	（消防総務課）	7
--------------------	---------	---

【特定調達公告】

島根県立中央病院仮想基盤・仮想デスクトップ基盤保守運用業務に係る随意契約の相手方等	（病院局）	9
島根県立中央病院医用画像保存システム保守業務に係る随意契約の相手方等	（ 〃 ）	9

【公安規則】

島根県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則	（警察本部）	10
-------------------------	--------	----

【正 誤】

令和8年3月24日付け島根県報号外第37号中	（総務課）	15
令和8年3月24日付け島根県報号外第38号中	（ 〃 ）	15
令和8年3月31日付け島根県報号外第43号中	（ 〃 ）	16

告 示

島根県告示第347号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和8年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社演舞企画	REBORNそらいろ	江津市二宮町神主2190-4	令和7年12月1日
株式会社Crexio	ことばとからだの教室カラフルキッズ	出雲市塩冶町南町1丁目1番7号	令和8年1月1日
icross株式会社	トンガリてらす 安来駅前教室	安来市安来町2408-7	令和8年4月1日
itrade株式会社	トンガリひろば 安来汐手が丘教室	安来市汐手が丘16-25	令和8年4月1日
社会福祉法人花の村	あじさい	江津市後地町3165-3	令和8年5月1日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社tres	放課後等デイサービスはな	出雲市斐川町莊原3134	令和7年9月1日
合同会社BDTB	放課後等デイサービスピュアホワイト	益田市かもしま東町13-17	令和7年12月1日
社会福祉法人須子福祉会	すこデイサービス第2とねりこ	益田市須子町イ334番地9	令和7年12月1日
合同会社演舞企画	REBORNそらいろ	江津市二宮町神主2190-4	令和7年12月1日
合同会社Robse	放課後等デイサービスぐりの木	出雲市大津町289	令和8年1月1日
株式会社Crexio	ことばとからだの教室カラフルキッズ	出雲市塩冶町南町1丁目1番7号	令和8年1月1日
合同会社たね	こどもひろばCOCOっ子新川	出雲市斐川町上庄原1823-2	令和8年4月1日
	こどもひろばCOCOっ子新川II		
icross株式会社	トンガリてらす 安来駅前教室	安来市安来町2408-7	令和8年4月1日
itrade株式会社	トンガリひろば 安来汐手が丘教室	安来市汐手が丘16-25	令和8年4月1日
社会福祉法人仁多福祉会	放課後等デイサービスぐらっふ	仁多郡奥出雲町三沢384-1	令和8年4月1日
ご縁かめたか株式会社	ステップバイStep	出雲市平野町396	令和8年5月1日
社会福祉法人花の村	あじさい	江津市後地町3165-3	令和8年5月1日

3 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社たね	こどもひろばCOCOっ子新川	出雲市斐川町上庄原1823-2	令和8年4月1日
	こどもひろばCOCOっ子新川Ⅱ		

島根県告示第348号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和8年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人はびねす福祉会	障がい児デイサービスセンター あゆみの里	益田市横田町2087-1	令和7年7月31日
社会福祉法人島根整肢学園	あゆっこ浜田	浜田市野原町859-1	令和7年9月30日
合同会社演舞企画	なないろ波子	江津市波子町イ1255-230 4号室	令和7年11月30日
	うみいろ波子	江津市波子町イ1255-312	
今太木材株式会社	ツリーハウス 安来駅前教室	安来市安来町2408-7	令和8年3月31日
今太コミュニティーサービス株式会社	ツリーハウス 安来教室	安来市汐手が丘16-25	令和8年3月31日
NPO法人あったかいねっと	共生型デイサービス お天気いいね	浜田市熱田町1129番地1	令和8年4月30日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人島根整肢学園	あゆっこ浜田	浜田市野原町859-1	令和7年9月30日
合同会社演舞企画	なないろ波子	江津市波子町イ1255-230 4号室	令和7年11月30日
	うみいろ波子	江津市波子町イ1255-312	
今太木材株式会社	ツリーハウス 安来駅前教室	安来市安来町2408-7	令和8年3月31日
今太コミュニティーサービス株式会社	ツリーハウス 安来教室	安来市汐手が丘16-25	令和8年3月31日
NPO法人あったかいねっと	共生型デイサービス お天気いいね	浜田市熱田町1129番地1	令和8年4月30日

島根県告示第349号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和8年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
森江 祥平	内科	隠岐の島町国民健康保険 都万診療所	隠岐郡隠岐の島町都万1773 番地1	令和8年5月19日

島根県告示第350号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和8年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人いわみ福祉会	就労選択支援	多機能事業所ワークく わの木熱田事業所	浜田市熱田町493-3	令和7年10月1日
社会福祉法人雲南広域福祉会	就労選択支援	就労支援事業所 しゃ ぼん玉工房	雲南市三刀屋町古城 45番地6	令和7年10月1日
社会医療法人清和会	自立訓練（生活 訓練）	自立訓練事業所「S・ I P S」	浜田市港町277	令和7年11月1日
特定非営利活動法人フ ォルツァプロバ	就労継続支援B 型	もももBはまだ	浜田市国分町279-8	令和7年11月1日
社会福祉法人いわみ福祉会	生活介護（共生 型） 短期入所（共生 型）（空床型）	小規模多機能型居宅介 護事業所モモ	江津市敬川町1230番 地1	令和7年11月1日
株式会社かすみコーポ レーション	居宅介護 重度訪問介護	訪問介護ステーション よさみ	江津市嘉久志町2426 -10 新川ビル2階	令和7年11月1日
社会医療法人清和会	就労選択支援	就労継続支援A型・B 型事業所「しおかぜ」	浜田市港町277	令和8年4月1日
	就労定着支援	自立訓練事業所「S・ I P S」		
株式会社 Y K T I n n o v a t i o n	居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーション にじいろ出雲	出雲市小山町574-8 第6 吾郷ビル266号室	令和8年4月1日
社会福祉法人斐川あし たの丘福祉会	生活介護	斐川あしたの丘	出雲市斐川町直江 3909-1	令和8年4月1日

社会福祉法人暁ほほえみ福祉会	就労継続支援A型 就労継続支援B型	福祉カレッジDay・Break	益田市高津町イ2559-3	令和8年4月1日
ソーシャルインクルー株式会社	共同生活援助 (日中サービス支援型)	ソーシャルインクルーホーム出雲常松町	出雲市常松町217-1	令和8年5月1日
	短期入所(併設型)	短期入所 出雲常松町		

島根県告示第351号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和8年5月29日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人浜田市社会福祉協議会	生活介護	野原デイサービスセンター	浜田市野原町859-1	令和7年7月31日
社会福祉法人わかば	共同生活援助	スマイル	隠岐郡隠岐の島町栄町395	令和7年8月31日
特定非営利活動法人エプロンの会	居宅介護	エプロンの会	安来市安来町1576番地1の2	令和7年9月30日
社会医療法人清和会	生活介護	生活介護事業所「ひまわり」	浜田市港町277	令和7年10月31日
社会福祉法人桑友	就労移行支援	虹の工房まるべりー	出雲市斐川町学頭1625-4	令和7年11月30日
株式会社CHORAKU R&K	居宅介護 生活介護	ながればし 江津	江津市都野津町2363-7	令和8年1月31日
社会福祉法人いわみ福祉会	居宅介護 行動援護	サポートセンターふかふか	浜田市殿町103-1	令和8年3月31日
社会医療法人清和会	就労定着支援	就労継続支援A型・B型事業所「はまかぜ」	浜田市港町277	令和8年3月31日
社会福祉法人斐川あしたの丘福祉会	生活介護	斐川あしたの丘	出雲市斐川町直江町3909-1	令和8年3月31日
社会福祉法人桑友	自立生活援助	そうゆう相談センター	出雲市斐川町学頭1625-6	令和8年3月31日
社会福祉法人希望の里福祉会	就労移行	障がい者就労支援事業所のぞみの里	益田市横田町2080番地	令和8年3月31日
NPO法人益田自立支援センター	居宅介護	NPO法人益田自立支援センター居宅介護支	益田市戸田町イ170番地1	令和8年3月31日

		援事業所		
社会福祉法人安来市社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人安来市社会福祉協議会	安来市伯太町安田1687	令和8年3月31日
社会福祉法人太陽とみどりの里	居宅介護	太陽ヘルパーステーション	安来市広瀬町広瀬1911-1	令和8年3月31日
合同会社演舞企画	短期入所	グループホームなないろ二宮	江津市二宮町神主2202-69	令和8年3月31日
株式会社なつかしの森	就労継続支援B型	ワークハウス なつかしの森	飯石郡飯南町頓原1198-2	令和8年3月31日
社会福祉法人わかば会	居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーションわかば	邑智郡川本町大字川本257-3	令和8年3月31日
	居宅介護 重度訪問介護	邑智園	邑智郡美郷町小谷361番地	
社会福祉法人シオンの園	生活介護	ございな	隠岐郡西ノ島町大字別府205-1	令和8年3月31日

島根県告示第352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和8年5月29日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社たね	地域移行支援	相談支援事業所PICO	出雲市斐川町上庄原1823-2	令和8年4月1日

島根県告示第353号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年5月29日

島根県知事 丸山達也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
安来市飯生町371番2	田	433
安来市飯生町371番6	田	85
安来市赤崎町189番2	田	7,000
安来市赤崎町210番2	田	2,400
安来市赤崎町729番2	田	3,490
安来市赤崎町943番3	田	969
安来市赤崎町964番1	田	379

安来市赤崎町964番3	田	377
安来市赤崎町964番5	田	263
安来市飯生町108番5	田	200
安来市飯生町325番4	田	2,691
安来市飯生町325番5	田	1,899
安来市利弘町733番4	田	932

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
水田として利用	令和8年7月1日	権利の始期から令和17年12月31日まで	494,154

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
安来市飯生町371番2	佐伯 強志
安来市飯生町371番6	佐伯 強志
安来市赤崎町189番2	中田 喜八郎
安来市赤崎町210番2	中田 喜八郎
安来市赤崎町729番2	中田 喜八郎
安来市赤崎町943番3	中田 喜八郎
安来市赤崎町964番1	中田 喜八郎
安来市赤崎町964番3	中田 喜八郎
安来市赤崎町964番5	中田 喜八郎
安来市飯生町108番5	菱本 勇一
安来市飯生町325番4	菱本 勇一
安来市飯生町325番5	菱本 勇一
安来市利弘町733番4	吉川 和男

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局本局に補償金を供託する。

島根県告示第354号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大田市温泉津町福光土地改良区の定款変更を令和8年5月21日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月29日

島根県知事 丸山達也

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、令和8年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

令和8年5月29日

島根県知事 丸山達也

1 講習の対象者

- (1) 危険物製造所等において危険物の取扱作業に新たに従事することとなった危険物取扱者（令和6年4月1日以降に免状の交付又は保安講習を受けているものを除く。）
- (2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に免状の交付又は保安講習を受け、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者

2 講習種別

- (1) 給油取扱所以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 講習科目及び時間

- (1) 2の(1)に該当する者

科 目	時間（オンラインによる講習を除く。）
危険物関係法令に関する事項	9時15分から10時15分まで（隠岐会場を除く。）
	9時00分から10時00分まで（隠岐会場に限る。）
危険物の火災予防に関する事項	10時15分から12時15分まで（隠岐会場を除く。）
	10時00分から12時00分まで（隠岐会場に限る。）

- (2) 2の(2)に該当する者

科 目	時間（オンラインによる講習を除く。）
危険物関係法令に関する事項	13時15分から14時15分まで（隠岐会場を除く。）
	9時00分から10時00分まで（隠岐会場に限る。）
危険物の火災予防に関する事項	14時15分から16時15分まで（隠岐会場を除く。）
	10時00分から12時00分まで（隠岐会場に限る。）

4 講習の期日、場所等

- (1) 対面による講習

年 月 日	開 催 地	会 場
令和8年7月8日（水）	隠岐の島町	隠岐島文化会館
令和8年7月24日（金）	松江市	くにびきメッセ
令和8年8月27日（木）	安来市	安来市学習訓練センター
令和8年9月9日（水）	益田市	ジャストホール
令和8年9月10日（木）	浜田市	島根県トラック協会西部研修会館
令和8年9月29日（火）	出雲市	出雲市民会館
令和8年10月29日（木）	大田市	あすてらす
令和8年11月25日（水）	松江市	くにびきメッセ

- (2) オンラインによる講習

受講承認日から1月以内（令和8年11月中に受講を承認した場合にあっては、同月30日までとする。）に受講すること。

5 受講申請

- (1) 受講申請書常置場所

島根県危険物保安協会連合会、各消防本部及び島根県防災部消防総務課

- (2) 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書〇〇枚在中」と朱書すること。

(3) 受付期間

ア 対面による講習

令和8年6月1日から各開催日の10日前まで

イ オンラインによる講習

令和8年6月1日から同年10月31日まで

(4) 受講手数料

5,300円を実施要領で指定する方法により納付すること。

6 問合せ先

〒690-0863 松江市比津町473-5 島根県危険物保安協会連合会

電話 0852-22-7202

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年5月29日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 件名及び数量

島根県立中央病院仮想基盤・仮想デスクトップ基盤保守運用業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局企画広報部情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社NTTデータ中国 代表取締役 鈴木 康弘 広島県広島市南区比治山本町11番20号

5 随意契約に係る契約金額

88,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年5月29日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 件名及び数量

島根県立中央病院医用画像保存システム保守業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局企画広報部情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士フィルムメディカル株式会社中国支社 執行役員支社長 野瀬 昌義
広島県広島市東区二葉の里三丁目5番7号 GRANODE広島11階
- 5 随意契約に係る契約金額
45,296,856円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

島根県公安委員会規則第9号

島根県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

島根県警察国有物品管理規則（昭和39年島根県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項を削る。

第12条第2項中「備品」を「重要物品及び備品」に、「様式第7号」を「様式第6号」に、「押印し、又は氏を記入」を「氏を記入し、又は押印」に改める。

第14条第1項中「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 物品出納員は、前項の命令があったときは、物品返納通知書（様式第8号）により物品供用員に通知しなければならない。

第15条第3項中「、物品供用換通知書（甲）」を「物品供用換通知書（甲）」に改め、「様式第10号）により」の次に「、」を加え、「、物品供用換通知書（乙）」を「物品供用換通知書（乙）」に改め、同条第4項を削る。

様式第1号中

「

本 部 長 支出負担行為担 当官物品管理官	会 計 課 長 物 品 出 納 員	次 長	係 長	係 員	
	長 物 品 供 用 員	次 長	係 長	係 員	課 署 等 名

--	--	--	--	--	--

を

本 部 長 支出負担行為担当官 物品管理官	警 務 部 長	会 計 課 長 物 品 出 納 員	次 長	課 長 補 佐	係
		長 物 品 供 用 員	次 長	課 長 補 佐 ・ 係	課 署 等 名

に、「この用紙の寸法は」を「用紙の大きさは、日本産業規格」に改める。

様式第2号中

会 計 課 長 物 品 出 納 員	次 長	係 長	係

を

警 務 部 長	会 計 課 長 物 品 出 納 員	次 長	課 長 補 佐	係

に、「この用紙の寸法は」

を「用紙の大きさは、日本産業規格」に改める。

様式第3号中

本 部 長 支 出 負 担 行 為 担 当 官 、 物 品 管 理 官	会 計 課 長 物 品 出 納 員	次 長	係 長	係 員

	長 物品供用員	次	長	係	長	係	員	課 署 等 名

を

「

本 部 長 支出負担行為担当官 物品管理官	警 務 部 長	会 計 課 長 物 品 出 納 員	次	長	課 長 補 佐	係
		長 物 品 供 用 員	次	長	課 長 補 佐 ・ 係	課 署 等 名

」

に、「この用紙の寸法は」を「用紙の大きさは、日本産業規格」に改める。

様式第4号中

「

本 部 長	会 計 課 長 物 品 出 納 員	次	長	係	長	係
	物 品 供 用 員	次	長	係	長	係
						請 求 課 署 等 名

」

を

「

本 部 長	警 務 部 長	会 計 課 長 物 品 出 納 員	次	長	課 長 補 佐	係
		物 品 供 用 員	次	長	課 長 補 佐 ・ 係	請 求 課 署 等 名

」

--	--	--	--	--	--

に、「この用紙の寸法は」を「用紙の大きさは、日本産業規格」に改める。

様式第5号中「係 長」を「課 長 補 佐」に、「この用紙の寸法は」を「用紙の大きさは、日本産業規格」に改める。

様式第6号を削る。

様式第7号中「この用紙の寸法は」を「用紙の大きさは、日本産業規格」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第8号中

「

本 部 長	会 計 課 長 物 品 出 納 員	次 長	係 長	係 員	
	物 品 供 用 員	次 長	係 長	係 員	課 署 等 名

」

を

「

本 部 長	警 務 部 長	会 計 課 長 物 品 出 納 員	次 長	課 長 補 佐	係
		物 品 供 用 員	次 長	課 長 補 佐 ・ 係	課 署 等 名

」

に、「この用紙の寸法は」を「用紙の大きさは、日本産業規格」に改め、同様式を様式第7号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第8号 (第14条関係)

第 号		年 月 日		
物品供用員	次 長	課 長 補 佐	係	
物 品 返 納 通 知 書				
物品供用員 様				
次のとおり物品の返納の通知をする。				
物品出納員 官職 氏名				
分 類 I		分 類 II		細 分 類
警 察 庁				
品 目	規 格	単 位	数 量	摘 要
返納理由				
返 納 年 月 日			物 品 供 用 簿 登 記 済	
年 月 日		(記録者)	年 月 日	
			(記録者)	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第9号中

「

本 部 長	会 計 課 長 物 品 出 納 員	次 長	係 長	係 員	
	物 品 供 用 員	次 長	係 長	係 員	請 求 課 署 等 名

」

を

「

本 部 長	警 務 部 長	会 計 課 長 物 品 出 納 員	次 長	課 長 補 佐	係
		物 品 供 用 員	次 長	課 長 補 佐 ・ 係	請 求 課 署 等 名

」

に、「この用紙の寸法は」を「用紙の大きさは、日本産業規格」に改める。

様式第10号及び様式第11号中「係 長」を「課 長 補 佐」に、「この用紙の寸法は」を「用紙の大きさは、日本産業規格」に改める。

様式第12号から様式第14号までの様式中「この用紙の寸法は」を「用紙の大きさは、日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

正 誤

令和8年3月24日付け島根県報号外第37号により公布された島根県県税条例等の一部を改正する条例（令和8年島根県条例第10号）附則第4項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）」は、令和8年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が公布されたことにより「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）」となった。

令和8年3月24日付け島根県報号外第38号により公布された島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（令和8年島根県規則第11号）附則第3項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）」は、令和8年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が公布されたことにより「地方税法等の一部を改正する法

律（令和8年法律第2号）」となった。

令和8年3月31日付け島根県報号外第43号により公布された島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（令和8年島根県規則第34号）附則第3項及び島根県行政組織規則の一部を改正する規則（令和8年島根県規則第35号）附則第2項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）」は、令和8年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が公布されたことにより「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）」となった。